

令和 7 年度

令和 6 年度 上山崎橋橋梁補修工事

特記仕様書

弘前市大字 小沢 地内

弘前市 建設部 土木課

第1条 適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容																																			
1. 工程関係	1. 工事日数又は工期	☒	工期 令和 8 年 3 月 25 日 まで																																		
		☐	工事日数 日間																																		
		☒	この工事の工期は、猛暑日による作業の休止を考慮して設定している。																																		
		☐	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている。																																		
		☐	この工事は、 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。																																		
	2. 週休2日の確保	本工事における週休2日確保工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、週休2日確保工事の実施方法は、青森県県土整備部整備企画課ホームページに掲載している「週休2日確保工事実施要領」による。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">週休2日確保工事の実施方式</th> <th colspan="3">週休2日の確保に係る費用の計上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☒</td> <td>発注者指定型(現場閉所)</td> <td>当初</td> <td>変更</td> <td>計上している費用</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>発注者指定型(交替制)</td> <td>☒</td> <td>☐</td> <td>月単位の4週8休を想定した経費補正</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>受注者希望型*</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>通期の4週8休を想定した経費補正</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>発注者指定型(完全週休2日)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>費用の計上を行っていない</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> *: 発注後、実施内容を協議すること 対象期間に含めない期間のうち、「設計図書において対象外としている期間」、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」及び「その他、協議により対象外と認められる期間」は以下のとおりである。						週休2日確保工事の実施方式		週休2日の確保に係る費用の計上			☒	発注者指定型(現場閉所)	当初	変更	計上している費用	☐	発注者指定型(交替制)	☒	☐	月単位の4週8休を想定した経費補正	☐	受注者希望型*	☐	☐	通期の4週8休を想定した経費補正	☐	発注者指定型(完全週休2日)	☐	☐	費用の計上を行っていない	☐	対象外			
		週休2日確保工事の実施方式		週休2日の確保に係る費用の計上																																	
		☒	発注者指定型(現場閉所)	当初	変更	計上している費用																															
		☐	発注者指定型(交替制)	☒	☐	月単位の4週8休を想定した経費補正																															
		☐	受注者希望型*	☐	☐	通期の4週8休を想定した経費補正																															
		☐	発注者指定型(完全週休2日)	☐	☐	費用の計上を行っていない																															
		☐	対象外																																		
		3. 影響を受ける他の工事及び制約の有無	他工事の名称		発注者等名	影響を受ける箇所	期間																														
							～																														
							～																														
					～																																
	☐ 有 ☒ 無	時間帯	工種	制約内容		その他																															
		～																																			
		～																																			
～																																					
4. 施工時期・時間、施工方法制約の有無	制約の要因	工種	時期	時間帯	制約の内容																																
	河川管理者との協議	コンクリート橋足場等設置工	出水期	～	出水期の吊足場設置不可																																
			～	～																																	
			～	～																																	
5. 関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無	関連機関名称	協議内容	成立見込時期	制約箇所	制約内容																																
	青森県	一時占用	8月頃	土淵川(上山崎橋)	協議成立前の足場設置不可																																
6. 関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無	関係機関名称	影響を受ける箇所	影響を受ける期間		影響を受ける内容																																
			～																																		
			～																																		
			～																																		
7. 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無	地下埋設物・埋蔵文化財名称	管理者の名称	事前調査の時期	移設時期																																	
☐ 有 ☒ 無																																					

明示事項		内容																																																																																			
2. ICT及びBIM/CIMの活用	1. ICT施工の実施	本工事におけるICT活用工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、ICT活用工事の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「ICT活用工事実施要領」による。 ※5費用の積算のうち(8)証明書の発行については除く https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/i-construction.html 対象工種及び費用の計上 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発注者 指定型</th> <th rowspan="2">受注者 希望型</th> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="2">費用の計上</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>土工(土工・土工(1,000m3未満)・小規模土工)</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>作業土工(床掘)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>法面工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> <td>付帯構造物設置工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>擁壁工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>地盤改良工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>基礎工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>河川浚渫工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>舗装工</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>☐</td> <td>舗装工(修繕)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>構造物工(橋梁上部、橋梁・橋台)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>コンクリート堰堤工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 上表において、発注者指定型及び受注者希望型のどちらにも✓がない場合でも、受注者が希望する場合は、協議のうえ受注者希望型と同様の取扱とする。 ※作業土工(床掘)及び付帯構造物設置工は、他の工種と併用する場合に活用することができる。 3次元設計データの有無 <table border="1"> <tr> <td>☐</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>☒</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>その他</td> </tr> </table> 施工に必要となる3次元設計データのうち、本工事で作成が必要な範囲 3次元データは作成していないため、新たに作成する必要がある。 アンケート調査への協力について 以下のいずれかに該当する場合は、ICT活用工事実施アンケートに回答すること。 回答時期は、現場作業完了後とする。 ・発注者指定型または受注者希望型の対象となっている場合 ・上記以外の工事において、受注者の希望によりICT活用工事を実施した場合 アンケートは、以下のアドレスまたは右のQRコードから専用サイトにアクセスして回答すること。 https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10591 					発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上		当初	変更	☐	☐	土工(土工・土工(1,000m3未満)・小規模土工)	無		※	※	作業土工(床掘)	-		-	-	法面工	-		※	※	付帯構造物設置工	-		-	-	擁壁工	-		-	-	地盤改良工	-		-	-	基礎工	-		-	-	河川浚渫工	-		☐	☐	舗装工	無		-	☐	舗装工(修繕)	-		-	-	構造物工(橋梁上部、橋梁・橋台)	-		-	-	コンクリート堰堤工	-		☐	有	☒	無	☐	その他	2. BIM/CIMの活用	本工事におけるBIM/CIMの活用は、第5条に記載のとおり。				
	発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上																																																																																	
当初				変更																																																																																	
☐	☐	土工(土工・土工(1,000m3未満)・小規模土工)	無																																																																																		
※	※	作業土工(床掘)	-																																																																																		
-	-	法面工	-																																																																																		
※	※	付帯構造物設置工	-																																																																																		
-	-	擁壁工	-																																																																																		
-	-	地盤改良工	-																																																																																		
-	-	基礎工	-																																																																																		
-	-	河川浚渫工	-																																																																																		
☐	☐	舗装工	無																																																																																		
-	☐	舗装工(修繕)	-																																																																																		
-	-	構造物工(橋梁上部、橋梁・橋台)	-																																																																																		
-	-	コンクリート堰堤工	-																																																																																		
☐	有																																																																																				
☒	無																																																																																				
☐	その他																																																																																				
3. 用地関係	1. 工事用地等の未処理部分の有無	未処理の箇所	影響を受ける範囲		影響を受ける工種	取得見込時期																																																																															
		☐ 有 ☒ 無																																																																																			
	2. 工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無	復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲		復旧条件	復旧完了予定日																																																																															
		☐ 有 ☒ 無																																																																																			
	3. 工事用仮設道路・資機材置き場用借地の有無	借地の場所	借地の面積	借地の期間		使用条件	復旧方法																																																																														
		☐ 有 ☒ 無																																																																																			
	4. 仮設ヤード指定の有無	指定の場所	指定の面積	使用期間		使用条件	復旧方法																																																																														
			～																																																																																		
			～																																																																																		
☐ 有 ☒ 無			～																																																																																		
			～																																																																																		

明示事項		内容					
4. 公害関係	1. 公害防止に伴う制限の有無 ☐ 有 ☒ 無	公害の種別	対象工種	内容	作業時期	その他	
					～		
					～		
					～		
	2. 水替・流入防止施設の必要性の有無 ☐ 有 ☒ 無	対象工種	場所	施工方法	施工期間等		
	3. 濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無 ☐ 有 ☒ 無	対象工種	処理内容	処理条件	期間		
	4. 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか ☐ 有 ☒ 無	懸念事項・範囲	調査の内容	調査の実施時期	報告書の有無		
5. 安全対策関係	1. 交通安全施設等の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	施設の種別	対象工種	設置期間	施設の内容等		
	2. 近接施工の有無 ☐ 有 ☒ 無	施設の名称	管理者	範囲	協議状況	条件・制限等の内容	
	3. 防護施設必要性の有無 ☐ 有 ☒ 無	危険要因	施設の種別・名称	施設の規格	設置期間		
	4. 保安設備、保安要員配置の指定の有無 ☒ 有 ☐ 無	保安設備・保安要員	対象工種	配置場所	規格・規模	設置期間及び時間帯	
		交通誘導警備員	地上作業工種	市道 子どもの森コース 自転車道線付近		施工時	
	5. 発破作業等制限の有無 ☐ 有 ☒ 無	制限される範囲	制限の内容	制限される期間・時間	その他		
	6. 工事用道路関係	1. 搬入路としての一般道路指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	搬入経路	使用期間	使用時間帯	制限の内容	
				～	～		
				～	～		
				～	～		
使用中の管理の内容			使用後の補修の内容				
2. 仮設道路設置の有無 ☐ 有 ☒ 無		設置場所	規格・構造	安全施設設置区間	安全施設の内容		
				～			
				～			
				～			
		維持補修の内容		工事終了後の処置			

明示事項		内容				
7. 仮設備関係	1. 指定仮設の有無 ☐ 有 ☒ 無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等	
				～		
				～		
				～		
	2. 部分指定仮設の有無 ☐ 有 ☒ 無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等	
				～		
				～		
				～		
	3. 他の工事への引渡しの有無 ☐ 有 ☒ 無	仮設物の名称・規格	引渡し工事名	引渡し時期	条件等	
	4. 引継ぎ使用の有無 ☐ 有 ☒ 無	仮設物の名称	設置工事名	設置工事施工者	引継ぎ時確認事項	
		引継ぎ時期	条件等			
	5. 構造及び施工方法指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	仮設物の名称	仮設物の規模	使用材料	施工方法	
6. 設計条件指定の有無 ☒ 有 ☐ 無	仮設物の名称	設計条件	その他			
	吊足場	足場が計画高水位より上方に位置すること				
8. 建設副産物関係	1. 建設発生土の搬出 ☐ 有 ☒ 無	本工事に於いて発生する建設発生土の搬出は、以下のとおりである。 なお、搬出作業完了後、搬出先の管理者等に対し受領書の交付を求めること。				
		搬出先の情報	名称等	未確定		
			所在地			
			管理者			
			運搬距離			
		搬出する土砂	土質区分			
			搬出量(m3)*			
			利用用途			
		法規制等の有無 盛土規制法	該当の有無			
			許可・届出			
			許可番号等			
			土地所有者等の同意			
			土壌汚染対策法			
		その他法令等				
			設計上の取扱い			
		搬出時期				
		その他条件				
		*搬出量は地山相当 (C=1.0、L=1.0) の数量である。				
	2. 建設発生土の搬入 ☐ 有 ☒ 無	本工事に於いて使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。 なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。				
		搬入元の情報	名称等			
			所在地			
			管理者			
			運搬距離			
		搬入する土砂	土質区分			
搬入量(m3)*						
利用用途						
搬入時期						
その他条件						
*搬入量は地山相当 (C=1.0、L=1.0) の数量である。						

明示事項		内容					
8. 建設副産物関係	3. 建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 ☐ 有 ☒ 無	種別	減量化の内容		再利用の方法		その他
	4. 建設廃棄物の有無 ☐ 有 ☒ 無	下記の処分場は設計積算上での条件明示であり、処分場を指定するものでない。 ただし、下記の処分場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。					
		種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地	最終処分場名	その他
			t	km			
			t	km			
			t	km			
	5. 建設副産物の有無 ☒ 有 ☐ 無	下記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理施設を指定するものでない。 ただし、下記の処理施設以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。					
		種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地	再生処理施設名	その他
		As殻	7.1 t	6.0 km	弘前市大字小比内字福田苑145	(有) 弘前重機 リサイクルセンター	
		Co殻(無筋)	8.0 t	6.0 km	弘前市大字小比内字福田苑145	(有) 弘前重機 リサイクルセンター	
			t	km			
			t	km			
	6. 再生資材利用の有無 ☒ 有 ☐ 無	再生資材の名称		規格		使用箇所	
		再生合材		⑤再生密粒度As (13F)		舗装打換え工	
7. 産業廃棄物税計上の有無 ☐ 有 ☒ 無	本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること						
	有 : 本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している						
	無 : 本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する						
9. 工事支障物件等	1. 占用物件等の工事支障物件の有無 ☐ 有 ☒ 無	支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	移設時期	
	2. 占用物件工事との重複施工の有無 ☐ 有 ☒ 無	工事方法		条件等			
10. 薬液注入関係	1. 薬液注入工事の有無 ☐ 有 ☒ 無	設計条件	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長
		注入量	注入圧	その他			
2. 周辺環境影響調査の有無 ☐ 有 ☒ 無	調査項目		採取地点		採取回数	報告書の有無	

明示事項		内容				
11. その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きの有無 ☐ 有 ☒ 無	種類	数量	保管・仮置き場所	期間	
					～	
					～	
		保管方法		積込・運搬方法		
	2. 工事現場発生品の有無 ☒ 有 ☐ 無	品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離
		スクラップ（鋼材）	0.7 t	㈱青南商事 弘前支店（任意）	工期内	L= 7.3 km
	3. 支給材料及び貸与品の有無 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 支給材料 ☐ 貸与品	品名	数量	構造・規格等	引渡し場所	返納場所
		使用目的・箇所		条件	引渡し時期	その他
	4. 随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 ☐ 有 ☒ 無	工事番号	工事名		場所	
	※本工事は、上記工事と間接費等の調整を行っている。					
	5. 各種調査の有無 ☐ 有 ☒ 無 ※共通仕様書に基づき協力すること	調査名称	内容		その他	
6. 共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 ☒ 有 ☐ 無	工種等	検査時期		その他		
	橋面防水工	施工時		導水パイプ延長及び防水層仕上り確認		
	伸縮継手工	既設伸縮装置撤去後		はつり深さ及び幅確認		
	ひび割れ修復工	施工時		施工状況確認		
	断面修復工	はつり完了後		はつり深さ及び内部鉄筋状況確認		
	表面被覆工	含浸材塗布前		水分量確認		
7. 中間検査の有無 ☒ 有 ☐ 無	工種等	検査時期		その他		
	足場使用工種	足場撤去前				
8. 部分引渡しの有無 ☐ 有 ☒ 無	指定部分		引渡し時期			
9. 部分使用の有無 ☐ 有 ☒ 無	使用箇所	使用期間		その他		
		～				
		～				
		～				

明示事項		内容																																						
11. その他	10. 工事現場の現場環境改善	本工事における現場環境改善の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、現場環境改善の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「現場環境改善実施要領」による。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html <table border="1"> <caption>現場環境改善の実施について</caption> <tr> <td></td> <td>当初</td> <td>変更</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>☒</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </table> <table border="1"> <caption>現場環境改善費の計上方法</caption> <tr> <td></td> <td>当初</td> <td>変更</td> </tr> <tr> <td>率計上</td> <td>☒</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>積上げによる計上</td> <td>-</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>計上していない</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </table> 発注者による実施内容の指定 <table border="1"> <tr> <th>実施項目</th> <th>指定の有無</th> <th>指定する内容</th> </tr> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営繕設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> </table>				当初	変更	対象	☒	☐	対象外	☐	☐		当初	変更	率計上	☒	☐	積上げによる計上	-	☐	計上していない	☐	☐	実施項目	指定の有無	指定する内容	仮設備関係	無(任意)		安全設備関係	無(任意)		営繕設備関係	無(任意)		地域連携	無(任意)	
	当初	変更																																						
対象	☒	☐																																						
対象外	☐	☐																																						
	当初	変更																																						
率計上	☒	☐																																						
積上げによる計上	-	☐																																						
計上していない	☐	☐																																						
実施項目	指定の有無	指定する内容																																						
仮設備関係	無(任意)																																							
安全設備関係	無(任意)																																							
営繕設備関係	無(任意)																																							
地域連携	無(任意)																																							
	11. 監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考																																				
	12. 監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考																																				
	13. 調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考																																				
	14. 監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種名	工事段階	備考																																				
	15. 工事調整会議開催の有無 ☐ 有 ☒ 無	工事調整会議とは、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者への確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される会議である。																																						
	16. 地盤情報登録の有無 ☐ 有 ☒ 無	本工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ (https://ngic.or.jp/) 参照のこと。																																						

11.その他 - 17 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか、使用できない理由がある場合は、その旨を書面で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする（Aグループのみ）。

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。

Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレットや優先使用指針、使用様式は下記の環境政策課ホームページを参照のこと。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html

11.その他 - 18 1日未満で完了する作業の積算

(1) 詳細については「国土交通省 土木工事標準積算基準書」を参照すること。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準等と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

(3) 下記などの1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

- ・通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合
- ・「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準等との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

11.その他 -19 施工箇所が点在する工事の積算方法について

1. 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地内(施工箇所〇〇、〇〇)、△△地内(施工箇所〇〇)、□□地内(施工箇所〇〇)（以下、対象地内という）』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事」である。

2.詳細については、「国土交通省 土木工事標準積算基準書」を参照すること。

11.その他 -20 落橋防止装置等への対応

1. 溶接種別の確認等

受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「第1編 第1章 第1節 1-1-3 設計図書の照査等 第2項」に準ずるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、別添の（一社）建設コンサルタンツ協会文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要讀書）」（平成27年12月25日付）を踏まえて実施するものとする。また、受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

2. 落橋防止装置等製作工

工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。

1) 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 桁製作工」に準じて行うものとする。

2) 溶接検査について

① 受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。

② 受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。

③ 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

④ 落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。

3) 溶接施工について

① 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。

② 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

4) 抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告するものとし、塗装等の実施については監督職員の承諾を得るものとする。

また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。

5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

3. 検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱い

検査（完成検査、指定部分完了検査、出来形検査（既済検査）、中間検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

(1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、共通仮設費に含まれている従来型トイレ(1万円/基・月)との差額を計上できるものとする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置するものとする。⑫～⑰の項目については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
⑩鏡付きの洗面台
⑪便座除菌シート等の衛生用品

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッティングボード等)
- ⑮フラップ機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

(3) 設置に要する費用については、当初では計上していない。(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督職員と協議し、変更時に計上するものとする。

(4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレ(1万円/基・月)との差額について51,000円/基・月を上限に計上するものとし、男女各1基ずつの計2基(現場に女性がない場合は1基)まで計上の対象とする。

(5) 計上費用の上限を超過した金額については計上を行わないが、現場環境改善費の率分計上による実施内容とすることができる。

(6) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。

快適トイレについての詳しい情報は、国土交通省ホームページを参照のこと。

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>

設計変更等については、工事請負契約約款第18条から第26条及び土木工事共通仕様書(青森県県土整備部制定)共通編1-1-14から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)【弘前市】」によるものとする。ただし、予定価格が130万円以下の工事(小額工事)においては、適用しないものとする。
 詳しい情報は、下記ホームページを参照のこと。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/sextukeihenkou-guideline.html>

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載がない材料について、以下に示す。

[illegible]

第5条 BIM/CIMの活用について

(1)発注者指定型・費用計上あり

本工事は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。

(活用の目的及び実施内容を記載)

当初積算では、以下を想定して費用を計上したものであり、変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

(見積聴取の際に設定した仕様を記載)

なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。

受注者の希望により実施する場合の費用は、発注者が必要と認めたものに限り設計変更の対象とする。

「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」は、整備企画課ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/i-construction.html>

(2)発注者指定型・費用計上なし

本工事は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。

(活用の目的及び実施内容を記載)

なお、当初積算では実施にかかる費用は計上していない。工事受注後、打合せ等により目的、活用内容及び仕様等を決定し、発注者が必要と認めたものについて変更時に費用を計上する。

なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。

「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」は、整備企画課ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/i-construction.html>

(3)受注者希望型

本工事は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、工事受注後、監督職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めたものに限り設計変更の対象とする。

「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」は、整備企画課ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/i-construction.html>

第6条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

第7条 資源有効利用促進法省令に基づく建設副産物の取扱いについて

1 コブリス・プラスの活用

全ての工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2 建設発生土の搬出に係る事前確認

受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、工事現場における土壌汚染対策法等に基づく手続きの状況や、搬出先における盛土規制法等による規制の有無及び許可等について、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は3の再生資源利用促進計画書の提出前に、提出するものとする。

3 再生資源利用（促進）計画書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、コブリス・プラスを使用して作成し、施工計画書にその写しを添付して提出するものとする。

なお、施工計画書の作成が不要な工事及び記載内容に変更が生じた場合は、工事打合簿に添付して提出するものとする。

4 再生資源利用（促進）計画書等の掲示

受注者は、3において作成した再生資源利用（促進）計画書及び2において作成した確認結果票の写しを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設発生土の搬出を他の者に委託しようとする場合、運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書の内容及び2の確認結果を通知しなければならない。

6 建設発生土に係る受領書の交付

建設発生土を搬出した工事の受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

また、建設発生土を受け入れた工事の受注者は、受領書の交付を求められた際は、受領書を交付しなければならない。

7 再生資源利用（促進）実施書の作成

共通仕様書第1編1-1-19「建設副産物」において定める再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書は、コブリス・プラスを使用して作成し、監督職員に提出するものとする。

8 作成書類の保管

受注者は、6において受領した受領書及び7において作成した再生資源利用（促進）実施書を工事の完成日から5年間保管するものとする。

第8条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
火災保険、建設工事保険等の契約	受注者は工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に加入させ、保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
法定外労災保険の契約	受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほかに法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について	(予定価格が130万円を超える工事の場合に限る。) 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項または、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督職員の指示する様式(第6号様式)により、監督職員へ提出することが出来る。
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、「共通仕様書(様式集)様式(28)」に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
配置技術者の兼務について	本工事は、「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて」に基づき、配置技術者を兼務することができる。 詳しい情報は、下記ホームページ参照のこと。 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keivaku/sonota/2022-1226-1348-442.html
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装の切断作業時に発生する排水の具体的な処理方法の徹底について	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収した当該排水の処理については、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、 ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込むこと等により適正に対応しなければならない。
「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いについて	1. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランブ値の設定等 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月)」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランブ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランブ値は12cmとすることを標準とする。 青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランブ値は、8cmを12cmと読み替える。 ※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書(参考資料)「レディーミクストコンクリート標準使用基準(土木工事)」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯に示す構造物である。 2. 品質確認について スランブ値12cmの場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」及び「ガイドライン」により、品質の確認を行うこととする。 スランブ値12 cmを超える場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「ガイドライン」及び「コンクリート標準示方書(施工編)」等に基づき、受注者と協議して品質確認方法を定めることとする。
石綿障害予防規則等に基づく対策が必要な工事について	石綿障害予防規則等に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用について、当初積算では計上していないため、それらに要した費用については監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、適切に対応することとする。

特記事項	特記事項の内容
ワンデーレスポンスの実施について	本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。
工事書類の標準化	「工事書類の標準化 ４５書類」で定められた書類は、市様式に加え、県及び国様式での提出も認めるものとする。
ウィークリースタンスの推進について	本工事は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。 1. 打ち合せ時間の配慮 打ち合せは勤務時間内におこなう。 2. 資料作成依頼の配慮 資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。 3. ワンデーレスポンスの再徹底 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。
建設業退職金共済制度の適正履行確認	適正履行を確認するため、監督職員から関係書類の提示や提出を求められた際は、速やかに対応すること。

第9条 提出書類

(1) 契約書に基づいて提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	条項	備考
☒	工 事 着 工 届 ・ 工 程 表	契 約 締 結 後 10 日 以 内	1 部	3条	
☒	下 請 報 告 書 (様 式 第 1 号)	報 告 書 は 契 約 締 結 後 速 や か に	1 部	7条	
☒	現場代理人及び主任技術者等届	着 工 時	1 部	10条	
☒	履 行 報 告 書	毎月1回監督職員の指定する日	1 部	11条	毎月1部提出のこと
☐	支 給 材 料 受 領 書	引 渡 時	1 部	15条	
☐	貸 与 品 借 用 書	〃	1 部	15条	
☒	工 事 完 成 検 査 申 請 書	工 事 完 成 の 日	1 部	32条	
☒	工 事 引 渡 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	32条	
☒	請 求 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	33条	

(2) 仕様書に基づいて提出する書類

提出区分	名 称	提出期日	部数	共通仕様書	備考
☒	施 工 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-5	※1
☒	施 工 体 制 台 帳 施 工 体 系 図	下 請 負 契 約 締 結 後 速 や か に	1 部	第1編1-1-11	
☒	材 料 試 験 成 績 表	工 事 完 成 の 日	1 部	第2編第1章 第2節1項	
☒	工 事 写 真	工 事 完 成 の 日	1 部	第1編1-1-24	
☒	出 来 形 管 理 図 表	工 事 完 成 の 日	2 部	第1編1-1-24	
☒	品 質 管 理 図 表	工 事 完 成 の 日	1 部	第1編1-1-24	
☒	安全訓練等の実施状況	工 事 完 成 の 日	1 部	第1編1-1-27	
☐	火 薬 類 使 用 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-28	非火薬品（破砕薬）含む
☒	事 故 報 告 書	発 生 時	1 部	第1編1-1-30	
☒	マ ニ フ ェ ス ト	工 事 完 成 の 日	1 部	第1編1-1-19	※2
☒	建設業退職金共済組合の発注者 用 掛 金 収 納 書	契約（当初・変更・下請）締結後1ヶ月以内	1 部	第1編1-1-41	
☒	工 事 に 関 する 承 諾 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第2編第1章 第2節4項	工事材料
☒	再 生 資 源 利 用 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-19	
☒	再 生 資 源 利 用 促 進 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-19	
☒	再 生 資 源 利 用 実 施 書	工 事 完 了 後 速 や か に	1 部	第1編1-1-19	
☒	再 生 資 源 利 用 促 進 実 施 書	工 事 完 了 後 速 や か に	1 部	第1編1-1-19	
☒	現 場 代 理 人 等 兼 務 届	着 工 時 及 び 必 要 の 都 度	1 部		

※1 請負金額1,000万円以上。（ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき）

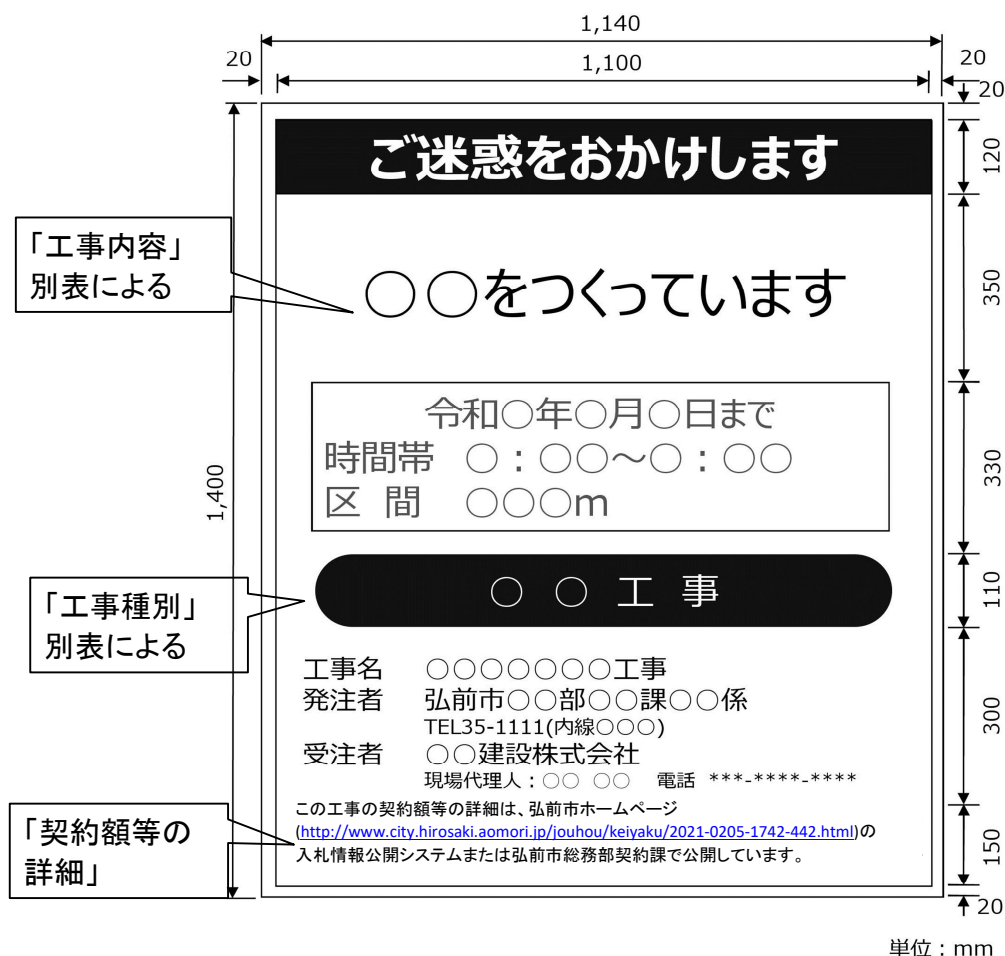
※2 マニフェストの提出は、A票とD票の写し。

（収集・運搬業許可証、処分業許可証の写し及び、工事写真に搬出・搬入時の写真を添付すること）

工事名標示板

工事名標示板は、下記記載例のとおりとする。工事区間の起終点の見易い箇所に設置する。

工事名標示板（記載例）



- 注 1. 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字、「〇〇をつくっています」等の工事内容、工事期間等については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
2. 工事期間については、契約期間の工事終了日、工事時間帯等を表示するものとする。
3. 区間等に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。
4. 発注者の電話番号は監督職員勤務地の連絡先とする。
5. 予定価格が130万円以下の工事については、「この工事の契約額等の詳細～公開しています。」の文字を記載しない。
6. 別表

工事内容	橋をなおしています
工事種別	橋梁補修工事

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			受 注 者 名	
項 目	評 価 内 容	実 施 内 容		
☐ 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	☐ 施工規模	・ 施工に伴う器具、工具装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・ 施工方法の工夫、施工環境の改善 ・ 仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ ICT（情報通信技術）の活用 等		
	☐ 新技術活用	NETIS登録技術のうち、 ・ 試行技術の活用 ・ 「少実績優良技術」の活用 ・ 「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・ 試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用		
	☐ 品質	・ 土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・ コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・ 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・ 配筋、溶接作業等の工夫 等		
	☐ 安全衛生	・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫 等		
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等		

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項 目		評価内容	
提案内容			
(説 明)			
(添 付 図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

弘前市石綿含有建材特記仕様書

質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記による。

1. 施設の概要

施 設	☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ その他（ ）			
構 造			規 模	m ² ・m
建 設 年	西暦 年（昭和・平成 年）			
石 綿 の 事前調査	☐ 設計図書による確認		☐ 目視調査による確認	
	☐ 分析調査による確認		☐ 改修履歴による確認	
石綿含有建材 レベル1・2 (飛散性)	分 類	分析結果・備考	分 類	分析結果・備考
	☐ 吹付材		☐ 断熱材	
	☐ 保温材		☐ 吹付仕上塗材	
	☐ 耐火被覆材		☐ レベル3非該当成形板	手壊し不可
石綿含有建材 レベル3 (非飛散性)	分 類	分析結果・備考	分 類	分析結果・備考
	☐		☐	
	☐		☐	
	☐		☐	
	☐		☐	
	☐		☐	

2. 法令順守事項

工程	関係法令	レベル1・2	レベル3
特別教育の実施	石綿則第27条	○	○
石綿作業主任者の選定	石綿則第19条	○	○
呼吸用保護具	石綿則第14条	Lv1電動ファン付マスク Lv2全面形マスク	半面形マスク
保護衣・作業衣	石綿則第14条	Lv1保護衣使い捨て Lv2保護衣	保護衣/作業衣
お知らせ掲示	大防則第16条の4	レベル1・2看板	レベル3看板
適正な除去方法	石綿則第6条、大防則第16条の4	適正機械/手作業	手作業
隔離養生・前室設置等	石綿則第6条、大防則第16条の4	○	—
湿潤化	石綿則第13条第1項	薬液(大防則第16条の4)	水噴霧
作業場の清掃	石綿則第30条、 HEPAフィルター真空掃除機	○	○
こん包・運搬飛散防止	廃処則第8条の13、令第6条	二重梱包	○
廃棄物処理	廃処法	特別管理産業廃棄物 管理型	石綿含有産業廃棄物 管理型・安定型

※各工程について、記録及び工事写真、マニフェストを提出すること。

石綿則：石綿障害予防規則 大防則：大気汚染防止法施行規則

廃処法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 廃処令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

廢処則：廢棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

注）本仕様書に記載の内容については、最新の法令等及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省、環境省）」を遵守すること。

工事書類の標準化 45書類

※下記標準化対象書類については、弘前市様式のほか、県様式及び国様式の提出も認めることとする。

種別	標準化対象書類		摘 要
工事着手前	1	建退共掛金収納書	収納書提出用台紙に貼り付けて提出
	2	建退共証紙受払簿	
	3	再生資源利用計画書-建設資材搬入工事用-	
	4	再生資源利用計画書-建設副産物搬出工事用-	
	5	施工計画書	
	6	設計図書の照査確認資料	
	7	工事測量成果表	
	8	工事測量結果	
	9	施工体制台帳	作業員名簿を含む
	10	施工体系図	
施工中	11	工事打合せ簿(指示)	
	12	工事打合せ簿(協議)	
	13	工事打合せ簿(承諾)	
	14	工事打合せ簿(提出)	
	15	工事打合せ簿(報告)	
	16	工事打合せ簿(通知)	
	17	関係機関協議資料	
	18	近隣協議資料	
	19	材料確認書(指定材料)	
	20	材料納入伝票	
	21	段階確認書(施工検査確認書)	
	22	確認・立会願	
	23	休日・夜間作業届	
	24	安全教育訓練実施資料	
	25	工事事故速報(事故報告書)	
	26	工事履行報告書	
	27	材料品質証明資料	
	28	修補完了届	
	29	工期延期届	
	30	支給品受領書	
	31	支給品精算書	
	32	建設機械使用実績報告書	
	33	建設機械借用・返納書	
	34	現場発生品調書	
	35	出来形図	
	36	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	
	37	新技術活用関係資料	
工事完成時	38	出来形管理図表	
	39	品質管理図表	
	40	工事写真	
	41	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	
	42	工事完成図	
	43	工事管理台帳	
	44	再生資源利用実施書-建設資材-搬入工事用-	
	45	再生資源利用促進実施書-建設副産物搬出工事用-	